

令和2年度 第1回堺市障害者施策推進協議会 案件内容

【案件】

(1) 書面開催について

堺市障害者施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、会議の開催には、委員の過半数の出席が必要です。

今回の会議以降、書面審議により開催する場合の出席者の確認方法については、郵送、ファックス等による意見の提出をもって、会議に出席したものとすることを提案しますのでご審議をお願いします。

(2) 会長の選出 (資料1参照)

会長は、堺市障害者施策推進協議会条例第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により定めることとなっています。

委員である総合相談情報センター所長の萩原氏から、前任期で会長を務められた守屋 國光 氏(大阪教育大学名誉教授)を会長にご推薦いただきました。

守屋 氏は、長年、発達人間学や障害児教育を専門として活躍されるとともに、障害福祉全般に関する幅広い知見を有され、当協議会では、前任期において、会長、障害児支援専門部会部会長、日中サービス支援型グループホーム専門部会部会長を務めていただいております。

守屋 國光 氏が当協議会の会長に適任であるという推薦について、ご審議をお願いします。

(3) 第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画の策定について

(資料2参照)

令和2年度は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第6期堺市障害福祉計画」及び「第2期堺市障害児福祉計画」を一体的に策定します。

これらの計画は、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児サービス等の提供体制の確保について目標を検討し、サービスの種類ごとの必要見込量及びそれらの確保のための方策等を定めるものです。

また、他の計画との関係におきまして、平成26年度に策定した「第4次堺市障害者長期計画(平成27年度から令和5年度)」をふまえるとともに、(仮称)次期堺市基本計画、地域福祉計画及びその他関係する計画との整合性を保つものとしています。

策定にあたっては、今年度、本協議会に「障害福祉計画策定専門部会」を設置し、9月から専門部会を5回程度開催し、計画案についての具体的な議論を重ねていきたいと考えています。

1月には、パブリックコメントを活用して広く意見を聴取し、3月開催予定の第2回の本会議において、計画案の最終確認を得た後、今年度中に第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画を策定する予定です。

(4) 第5期堺市障害福祉計画・第1期堺市障害児福祉計画の進捗状況について（報告）
（資料3-1、資料3-2参照）

「第5期堺市障害福祉計画・第1期堺市障害児福祉計画」の計画期間（平成30年度～令和2年度）のうち、令和元年度の実績について報告します。

資料3-1については、成果目標及び成果目標に対する令和2年3月時点の実績、成果目標に関する活動指標及び本市の評価と改善取組内容を記載しています。なお、成果目標としています「福祉施設から一般就労への移行等」については、現時点で大阪府における統計数値の集計がされておらず、今回の資料には入っていません。

資料3-2については、各種障害福祉サービス、地域生活支援事業の進捗状況について、令和元年度の実績について記載しています。

(5) 各専門部会の委員（案）及び会議日程について（報告）
（資料4、資料5、資料6参照）

各専門部会の委員は、堺市障害者施策推進協議会規則第4条の規定により、会長が指名することとなっているため、事務局（案）としてお示しします。

議事報告の際に、決定した名簿を送付いたします。

今年度の会議日程について、本会及び各専門部会の現在の案をお示しします。今後、開催にあたって事務局から案内をいたしますが、開催時期や開催方法が変更になる場合もありますのでご了承ください。